

○養育医療を申請される方へ

ご出産、おめでとうございます。

養育医療は医師が入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、医療費と食事療養費を給付します。詳しくは保健センターへお問い合わせください。

- 申請・交付には、原則、保護者の方がお越しく下さい。
- お子様の入院中に速やかに申請してください。
- 退院後の申請は受け付けできません。
- 速やかな申請が難しい場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 出生後1か月を過ぎての申請は、申請時点からの適用となります。

*『申請書類の配布』・『申請』・『医療券の交付』の3回お越しいただくこととなります。

1回目	申請書類の配布	申請等について説明いたします。お子様の入院先医療機関名や誕生日などを伺いますので、わかる方がお越しく下さい。	
2回目	申請		
	養育医療給付申請書	市町村民税額を証明する書類の原本	
	養育医療意見書 (指定医療機関の医師が作成したもの)		
	世帯調書	お子様(対象者)の健康保険証 <small>※未発行の場合は、扶養する保護者のものでも可</small>	
	■個人番号(マイナンバー)の確認書類(世帯調書に記載のある方全員分) ・通知カード(紙製)または個人番号カード(顔写真付きのプラスチック製) または、個人番号が記載されている住民票の写し		
	■身元確認書類(申請者) → 以下の①のうち1点、または②のうち2点 ①公的機関発行の顔写真付きのもの <small>(個人番号カード・運転免許証・在留カード・身体障害者手帳・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど、どれか1点)</small> ②顔写真がついていないもの(健康保険証・年金手帳など)		
3回目	医療券の交付	受け取り人の本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)	
		申請者の委任状(来所者が申請者と異なる場合)	

市町村民税額等を証明する書類について

次のいずれかをご準備ください。

- 住民税課税(非課税)証明書(原本)
- 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書(原本)
- 市民税・県民税 納税通知書(全てのページ)(原本)
- 生活保護受給証明書等(原本)

【ご準備にあたっての注意】

- ・世帯調書に記入した方のうち、18歳以上の方及び18歳未満で就業している方全員の提出が必要です。
- ・「養育医療意見書」の診療予定期間初日が1~6月と7~12月の方で当該年度が異なります。また、診療期間が6月と7月にまたがる方は、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ・2年以内に転出入により住民票の異動のあった方は、住民税課税証明書の発行が他市区町村となる場合があります。

- 最新年度 ……全員
- 令和 年度(令和 年分) ……必要な方のみ

川西市には地区担当の保健師がおります。

今後お子様の成長・発達と一緒に見守り、家庭訪問などで支援させていただきますので、何かありましたら、遠慮なくご連絡ください。

〈提出・問い合わせ先〉

川西市保健センター 養育医療担当
〒666-0016 川西市中央町12番2号
☎072-758-4721(平日9時~17時)

